

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	交通政策課

契約業者名・住所	公益財団法人 自転車駐車場整備センター・東京都中央区日本橋本石町4-6-7
工事等の名称	松戸駅東口相模台自転車駐車場管理委託
工事等の場所	松戸市岩瀬487-7
種別	自転車駐車場管理
工事等期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
契約金額	7,449,178円
工事等の概要	① 一時使用券の発行業務、② 誘導業務、③ 巡回業務、④ 整理・清掃業務、 ⑤ 利用台数の集計業務、⑥ 使用料徴収業務、⑦ 売上集計・報告業務
随意契約の理由	<p>松戸駅東口相模台自転車駐車場については、一時使用専用の自転車駐車場であり、利用者から一時使用料の徴収が発生します。公金を取り扱うにあたり、本来であれば管理人が常駐するための上下水道設備等を備えた管理棟を設置する必要があります。しかし、当該自転車駐車場の近隣には公益財団法人自転車駐車場整備センターが運営する相模台第1自転車駐車場があり、上下水道設備を含めた各種設備が整えられております。</p> <p>つきましては、同センターへ管理を委託することにより、各種設備を共有することができ、ひいては新たに管理棟を設置することによる初期費用及び運営費用の軽減を図れるものと思慮されます。</p> <p>以上の理由により、当該管理委託については、契約の目的物である松戸駅東口相模台自転車駐車場の立地特性から、同センターが専有する設備を共有することが合理的であり、競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするものです。</p>